



秋田県公報

目 次

告示	ページ
第三十八回採石業務管理者試験の実施(三四五・資源産業課)	1
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表(三四六・河川砂防課)	1
開発行為に関する工事の完了(三四七・秋田地域振興局建設部)	1
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(総合防災課)	2
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	2
公の施設の指定管理者の募集(公営企業課)	2
社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況公告(会計管財課)	3
特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)	5
人事委員会規則	
人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	5
警察本部告示	
職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程(三〇・警務課)	5
秋田県告示第三百四十五号	
採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、次のとおり第三十八回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定に基づき、公告する。	

平成二十一年七月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 試験の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年十月九日(金) 午前十時から正午まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番二号
秋田地方総合庁舎 六階 大会議室

二 試験科目

(一) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む)

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

三 受験申し込みに必要な書類

(一) 受験願書(採石法施行規則様式第九によるもの)

(二) 履歴書(採石法施行規則様式第十によるもの)

(三) 写真(手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの)

四 受験願書用紙の公布

(一) 期間及び時間 土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成二十一年八月二十四日(月)から同年九月十一日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号
秋田県産業経済労働部資源産業課

五 受験願書の受付

(一) 期間及び時間 土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成二十一年九月七日(月)から同月二十五日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号
秋田県産業経済労働部資源産業課

六 受験手数料

(一) 額 八千円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。合格者の発表 試験終了後十五日以内に合格者に合格証を送付する。

八 開示請求の受付

(一) 開示内容

(二) 科目別得点及び総合得点

(三) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成二十一年十月二十六日(月)から同年十一月十三日(金)までの午前九時から午後五時まで

九 試験についての問い合わせ

秋田県産業経済労働部資源産業課
産業保安班(電話〇一八―八六〇―二二八六)

秋田県告示第三百四十六号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。
平成二十一年七月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 浸水想定区域を指定した河川の名称
一級河川 猿田川、二級河川 馬場目川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、秋田地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。)

秋田県告示第三百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成二十一年六月十九日付け指令秋建一一七で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十一年七月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 町田 充

二 開発区域に含まれる地域の名称

公 告

潟上市天王字長沼九番二

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 落札に係る点検整備の名称及び数量
衛星通信ネットワークシステム点検整備委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県知事公室総合防災課 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十一年七月十六日
- 四 落札者の名称及び住所
株式会社日立国際電気東北支社
仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額
三千九百九十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成二十一年六月三十日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年七月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 コミュニティセンター華工房
- 三 代表者の氏名
佐 藤 正 子
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県潟上市天王字二田百二十五番地の三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者者に対して、作業実習の場の提供を行い、自立支援に寄与することを目的とする。

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十一年七月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 公の施設の概要

(一) 名称
秋田工業用水道

(二) 所在地
秋田市仁井田字新中島七百七十番地の一

(三) 設置目的
秋田工業用水道(以下「工業用水道」という。)は、秋田市区域の産業の振興を図るために設置したものであり、適正かつ合理的な運営により経営の効率化を図り、工業用水道の使用者に良質で安定した工業用水を供給し、産業の振興に寄与するとともに、公共の福祉の増進を図るものである。

(四) 規模等
日量二十万立方メートル
日量十六万六千立方メートル

施設能力	給水能力	日量二十万立方メートル
	施設能力	日量十六万六千立方メートル
施設面積等	取水ポンプ場	二千七百五十一平方メートル
	浄水場	七万六千二百二平方メートル
	送水管延長	一万二千二百三十八メートル
	配水池	六千五十一平方メートル
	配水管延長	一万四千六百三三メートル
	送水場	一万七千五十六平方メートル
	送水管延長	五千四十メートル
	配水池	六千三百七十五平方メートル
	配水管延長	千五百二十メートル
	水道	

(五) 主な施設
取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、受変電設備、その他場内施設

二 指定管理者に行わせる管理の業務
(一) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(二) 工業用水の供給に関する業務
(三) その他工業用水道の管理に関し、知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで(予定)

四 申請をする団体に必要な資格等
(一) 申請をする団体に必要な資格等

(1) 秋田県内に事務所を有する法人その他の団体であること。
(2) 健全な財務能力を有していること。
(3) 計画処理水量が一日あたり三万立方メートル以上の上水道又は工業用水道の浄水施設又は水処理施設(水源として淡水を利用するものに限る。排水処理施設は除く。)において、一年以上の管理業務の実績を有すること。なお、複数の団体が、それぞれの得意分野を生かして施設の管理業務に参加するため構成した団体(以下「共同企業体」という。)の構成員としての実績は、出資比率二十パーセント以上のものに限る。

(4) 共同企業体においては、次の要件を満たすものであること。
ア 代表者は(1)及び(2)の要件を満たしていること。
イ 構成員は(2)の要件を満たしていること。
ウ (3)の要件は代表者又は構成員どちらかが要件を満たしていること。
エ 代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(二) 申請することができない団体
(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

(2) 申請の日において現に秋田県の指名停止措置を受けている団体
(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

- (4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

五 申請の手続

(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 業務計画書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 直近三期分までの貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書(申請書提出日前の一月以内に交付されたもの)
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
 秋田県産業経済労働部公営企業課企画・経営班(電話番号〇一八八六〇一五〇一二、ファクシミリ〇一八八六〇一五八三二)

(三) 提出期限

平成二十一年九月十八日(金)午後五時十五分まで
 なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

(一) 産業経済労働部指定管理者(候補者) 選定委員会において、工業用水道の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(二) 選定は、平成二十一年十月中旬までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成二十一年七月二十七日(月)から同年八月三十一日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
 なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形外形形二号)を同封すること。

八 説明会

- (一) 日時 (1) 第一回 平成二十一年八月二十一日(金)

- (2) 第二回 平成二十一年八月二十八日(金)

(二) 場所

秋田市仁井田字新中島七百七十番地の一 秋田発電・工業用水道事務所

(三) その他

説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、第一回は平成二十一年八月二十日(木)、第二回は平成二十一年八月二十七日(木)の午後五時十五分までに知事の定められた様式により、五(二)に申し込むこと。

九 その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、事前に申請者に対して申請書及び添付書類の内容についてのヒアリング又は選定委員会に申請者を出席させてのプレゼンテーションを行うことがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) 工業用水道の使用料は、県が自己の収入として收受するものとし、指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、年度ごとに予算の範囲内で支払うものとする。

(四) 詳細は、募集要項による。

(五) 問い合わせ先

秋田県産業経済労働部公営企業課企画・経営班(電話番号〇一八八六〇一五〇一二、ファクシミリ〇一八八六〇一五八三二)

地方自治法第二百六十三条の二第二項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成二十年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公告する。
 平成二十一年七月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事業実績	(単位：千円)
加入都道府県市区町村会員数	701会員
加入戸数	872,105戸
共済委託契約金額	7,767,837,463
火災共済掛金	1,054,808
被災戸数	510戸
火災共済給付金	405,361
特定給付金	12,393
復興建築助成戸数	295戸
復興建築助成金	91,919
住宅災害見舞戸数	759戸
住宅災害見舞金	23,920
住宅防火施設整備補助会員数	253会員
住宅防火施設整備補助金	120,423
2 貸借対照表(平成21年3月31日現在)	(単位：千円)
I 資産の部	
1 現金預金	86,626
2 有価証券	547,731
3 特定資産	
(1) 異常危険準備金資産	2,857,327
(2) その他特定資産	1,543,339
4 不動産及び動産	330,019
5 その他資産	10,969
資産合計	5,376,011
II 負債の部	
1 共済契約準備金	3,367,018
2 その他負債	117,907
3 退職給付引当金	121,351
負債合計	3,606,276
III 正味財産の部	
正味財産合計	1,769,735
負債及び正味財産合計	5,376,011

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
開放型磁気共鳴断層撮像装置 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番二号
- (三) 落札者を決定した日
平成二十一年六月二十四日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社 中央科学 秋田市卸町三丁目一番二二二号
- (五) 落札金額
六千八百八十八万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成二十一年五月十二日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
高精度三次元プロッターシステム 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番二二二号
- (三) 落札者を決定した日
平成二十一年七月二日
- (四) 落札者の名称及び住所
アルテック 株式会社 東京都新宿区荒木町十三番地四
- (五) 住友不動産四谷ビル三階
落札金額
二千四百十五万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成二十一年五月二十二日

人事委員会規則

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月二十四日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏
人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。
別表第一にかほ市本庁の項中「種苗交換会事務局長」を削り、同表にかほ市出先機関の項中「勤労青少年ホーム館長」を「勤労青少年ホーム 館長」に改める。
B&G海洋センター―所長―
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

警察本部告示

秋田県警察本部告示第30号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程を次のように定める。
平成21年7月24日

秋田県警察本部長 警視長 西 川 直 哉

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の退職手当に関する条例（昭和28年秋田県条例第80号。以下「条例」という。）第14条第3項又は第15条第4項（条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 退職手当管理機関 秋田県警察本部長をいう。
- 二 当事者 条例第14条第4項、第15条第5項、第16条第3項及び第17条第8項において準用する秋田県行政手続条例（平成8年秋田県条例第4号。以下「行政手続条例」という。）第16条第1項に規定する当事者をいう。
- 三 参加人 行政手続条例第17条第2項に規定する参加人をいう。
- 四 関係人 行政手続条例第17条第1項に規定する関係人をいう。

をいう。

五 主宰者 行政手続条例第17条第1項に規定する主宰者をいう。

(意見の聴取の通知)

第3条 行政手続条例第15条第1項の規定による意見の聴取の通知は、意見聴取通知書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の通知は、意見の聴取を行う日の14日前までに行うものとする。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第4条 退職手当管理機関が行政手続条例第15条第1項の規定による意見の聴取の通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当該当事者は、やむを得ない理由があるときは、当該退職手当管理機関に対し、期日（場所）変更申出書（様式第2号）により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の申出があったとき又は必要があるときと認めるときは、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 退職手当管理機関は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、期日（場所）変更通知書（様式第3号）により、その旨を当該当事者、参加人及び第10条に規定する参考人に通知するものとする。

(代理人の選任等)

第5条 当事者又は参加人は、行政手続条例第16条第1項又は第17条第2項の規定により代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届（様式第4号）に、代理人の資格を証する書面を添えて、当該退職手当管理機関に届け出なければならぬ。ただし、行政手続条例第22条第2項（行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする代理人で既に届け出された代理人選任届に記載されたものについては、この限りでない。

2 行政手続条例第16条第4項の規定による届出は、代理人資格喪失届（様式第5号）によらなければならない。

(関係人の参加の許可の手続)

第6条 関係人は、行政手続条例第17条第1項の規定により意見の聴取に関する手続の参加の許可を受けようとするときは、意見の聴取を行う日の7日前までに、意見聴取参加許可申請書（様式第6号）を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、行政手続条例第17条第1項の規定により許可したときは、速やかに、意見聴取参加許可書（様式第7号）を

当該関係人に交付するものとする。

(資料の閲覧の手続)

第7条 準用行政手続条例第18条第1項の規定による閲覧の請求は、資料閲覧請求書(様式第8号)によらなければならない。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で請求すれば足りる。

2 退職手当管理機関は、前項の請求に応じ、資料の閲覧をさせるときは、速やかに、閲覧日時等通知書(様式第9号)により、当該当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)に通知するものとする。ただし、閲覧の請求を受けて、直ちに閲覧させる場合は、この限りでない。

3 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないと認めるとき(準用行政手続条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒むときを除く。)は、閲覧日時等通知書により、当該当事者等に通知するものとする。

4 退職手当管理機関は、前2項の規定により通知を行うおうとするときは、意見の聴取の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

第8条 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第15条第1項の規定による意見の聴取を行う時までに、主宰者を指名するものとする。

2 退職手当管理機関は、主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、新たな主宰者を指名するものとする。

(補佐人の出頭の許可の手続)

第9条 当事者又は参加人は、準用行政手続条例第20条第3項の規定による補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、意見の聴取を行う日の3日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第10号)を主宰者に提出しなければならない。ただし、準用行政手続条例第22条第2項(準用行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人で既に準用行政手続条例第20条第3項の規定により受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、準用行政手続条例第20条第3項の規定により補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、補佐人出頭許可書(様式第11号)を当該当事者又は参加人に交付するものとする。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(参考人の出頭及び意見聴取)

第10条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出があったとき又は必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人(以下単に「参考人」という。)の出頭を求め、及び意見を聴取することができる。

(意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第11条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、当該者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定するもののほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するため、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置を執ることができる。

(意見の聴取の期日における審理の公開)

第12条 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第20条第6項の規定により意見の聴取の期日における審理の公開を相当と認めたとときは、意見聴取審理公開公示書(様式第12号)により公示するものとする。

2 前項の公示は、警察本部の掲示板に意見聴取審理公開公示書を掲示して行う。

3 第1項の規定により公示する場合には、退職手当管理機関は、速やかに、意見聴取審理公開通知書(様式第13号)により、その旨を当該当事者、参加人及び参考人に通知するものとする。

(陳述書及び証拠書類等の提出の方法)

第13条 準用行政手続条例第21条第1項の規定による陳述書及び証拠書類等の提出は、当事者(参加人)陳述書(様式第14号)によらなければならない。

(意見の聴取の続行の通知)

第14条 準用行政手続条例第22条第2項本文の規定による通知は、意見聴取続行(再開)通知書(様式第15号)によるものとする。

2 第12条の規定は、意見の聴取の続行について準用する。

(意見聴取調査書及び意見聴取報告書の記載事項)

第15条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調査書(以下

「意見聴取調査書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

一 意見の聴取の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 主宰者の職名及び氏名

四 意見の聴取の期日に出頭した当事者、参加人、これらの者の代理人又は補佐人及び参考人(以下この条において「当事者等」という。)の氏名及び住所並びに退職手当管理機関の職員の職名及び氏名

五 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び退職手当管理機関の職員の陳述(提出された陳述書における意見の陳述を含む。)の要旨

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

八 その他参考となるべき事項

2 準用行政手続条例第24条第3項に規定する報告書(以下「意見聴取報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二 前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見(意見聴取調査書及び意見聴取報告書の閲覧の手続)

第16条 準用行政手続条例第24条第4項の規定による閲覧の請求は、意見聴取調査書(意見聴取報告書)閲覧請求書(様式第16号)によらなければならない。

2 前項の請求書は、意見の聴取の最終前において当該主宰者に、聴聞の終結以後にあっては当該退職手当管理機関に提出しなければならない。

3 主宰者又は退職手当管理機関は、第1項の請求に応じ、意見聴取調査書又は意見聴取報告書の閲覧をさせるときは、速やかに、閲覧日時等通知書により、当該当事者又は参加人に通知するものとする。ただし、閲覧の請求を受けて、直ちに閲覧させる場合は、この限りでない。

(意見の聴取の続行に係る手続の準用)

第17条 第14条の規定は、意見の聴取の再開について準用する。

様式第1号 意見聴取通知書 (第3条関係)

(A4判)

意見聴取通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

次の処分に係る意見の聴取を実施するので、職員の退職手当に関する条例第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第15条第1項の規定により、通知します。

予定される処分の内容及び根拠法令の条項	
処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日及び場所	
意見の聴取の主宰者の職名及び氏名	
意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

- 備考
- あなたは、意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び有利な証拠書類等を提出することができます。また、意見の聴取の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
 - あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届を提出してください。
 - あなたは、意見の聴取が終結する時までの間、この処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 意見の聴取の当日は、その3日前までに意見の聴取の主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。

様式第2号 期日(場所)変更申出書(第4条関係)

(A4判)

期日(場所)変更申出書

年 月 日

秋田県警察本部長 様

住所

氏名

Ⓜ

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日に において行われる意見の聴取の期日(意見の聴取の場所)については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規程第4条第1項の規定により、変更を申し出ます。

理由

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第3号 期日(場所)変更通知書(第4条関係)

(A4判)

期日(場所)変更通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日に において行うこととしていた意見の聴取の期日(意見の聴取の場所)を次のとおり変更したので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程第4条第3項の規定により、通知します。

区分	変更前	変更後
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所		

様式第4号 代理人選任届 (第5条関係)

(A4判)

代理人選任届

年 月 日

秋田県警察本部長 様

住所

氏名

Ⓜ

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任したので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規程第5条第1項の規定により、届け出ます。

住所	
氏名	
職業	
届出者との関係	

様式第5号 代理人資格喪失届 (第5条関係)

(A4判)

代理人資格喪失届

年 月 日

秋田県警察本部長 様

住所

氏名

Ⓜ

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任していましたが、代理人たる資格を喪失したので、職員の退職手当に関する条例第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第16条第4項の規定により、届け出ます。

住所	
氏名	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第6号 意見聴取参加許可申請書(第6条関係)

(A4判)

意見聴取参加許可申請書

年 月 日

様

住所

氏名

Ⓜ

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

私は、 に対する職員の退職手当に関する条例第 条第 項第 号の規定による処分については、次の理由により
利害関係がありますので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規程第6条第1項の規定によ
り、 年 月 日に において行われる意見の聴取に関する手續への参加の許可を申請します。

利害関係を有する理由

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第7号 意見聴取参加許可書 (第6条関係)

(A4判)

意見聴取参加許可書

記号及び番号

年 月 日

主宰者 職名

氏名

印

年 月 日に において行う意見の聴取への参加については、職員の退職手当に関する条例第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第17条第1項の規定により、許可する。

- 備考
- 1 あなたは、意見の聴取において、事案について意見を述べ、及び有利な証拠書類等を提出することができます。また、意見の聴取の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
 - 2 あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届を提出してください。
 - 3 あなたは、意見の聴取が終結する時までの間、この意見の聴取に係る処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 4 意見の聴取の当日は、その3日前までに意見の聴取の主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。

様式第8号 資料閲覧請求書 (第7条関係)

(A4判)

資料閲覧請求書

年 月 日

秋田県警察本部長 様

住所

氏名

Ⓜ

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取に必要ですので、職員の退職手当に関する条例第14条第4項 (第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項) の規定において準用する秋田県行政手続条例第18条第1項の規定により、次のとおり資料の閲覧を請求します。

<p>閲覧したい資料の名称</p>	
-------------------	--

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第9号 閲覧日時等通知書(第7条、第16条関係)

(A4判)

閲覧日時等通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで閲覧請求のあった資料については、次のとおり閲覧させるので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規程第7条第2項(第7条第3項、第16条第3項)の規定により、通知します。

閲覧の日時	
閲覧の場所	
閲覧させる資料の名称	

様式第10号 補佐人出頭許可申請書 (第9条関係)

(A4判)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

様

住所

氏名

Ⓜ

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次のとおり補佐人の出頭許可を受けたいので、職員
の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規程第9条第1項の規定により、申請します。

住所	
氏名	
職業	
当事者(参加人)との関係	
補佐する事項	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第11号 補佐人出頭許可書 (第9条関係)

(A4判)

補佐人出頭許可書

記号及び番号

年 月 日

主宰者 職名

氏名



年 月 日に において行う意見の聴取の補佐人の出頭については、職員の退職手当に関する条例第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第20条第3項の規定により、次のとおり許可する。

住所	
氏名	
補佐する事項	

備考 補佐人の意見の聴取における陳述は、あなたが意見の聴取の期日において直ちにこれを取り消さないときは、あなたの陳述とみなされます。

様式第12号 意見聴取審理公開公示書 (第12条、第14条、第17条関係)

(A 4判)

意見聴取審理公開公示書

職員の退職手当に関する条例第 条第 項第 号の規定による処分については、公開による意見の聴取を次のとおり行うので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規程第12条第1項 (第14条第2項において準用する同規程第12条第1項、第17条において準用する同規程第12条第1項) の規定により、公示する。

年 月 日

秋田県警察本部長 印

意見の聴取の期日	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所	
処分の名あて人となるべき者の住所	
処分の名あて人となるべき者の氏名	

様式第13号 意見聴取審理公開通知書(第12条、第14条、第17条関係)

(A4判)

意見聴取審理公開通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日に において行う意見の聴取は、公開により行うので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づき意見の聴取の手續に関する規程第12条第3項(第14条第2項において準用する同規程第12条第3項、第17条において準用する同規程第12条第3項)の規定により、通知します。

様式第14号 当事者（参加人）陳述書（第13条関係）

(A4判)

当事者(参加人)陳述書

年 月 日

様

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

職員の退職手当に関する条例第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政
手続条例第21条第1項の規定により、 年 月 日に において行われる意見の聴取の期日への出頭に代えて、
次のとおり陳述書（及び証拠書類等）を提出します。

意見の聴取の件名	
意見	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第15号 意見聴取続行(再開)通知書(第14条、第17条関係)

(A4判)

意見聴取続行(再開)通知書

記号及び番号

年 月 日

様

主宰者 職名

氏名



年 月 日に において行った意見の聴取を次のとおり続行する(再開する)ので、職員の退職手当に関する条例第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第22条第2項本文(第25条において準用する同条例第22条第2項本文)の規定により、通知します。

意見の聴取の期日	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所	

様式第16号 意見聴取調書（意見聴取報告書）閲覧請求書（第16条関係）

(A4判)

意見聴取調書（意見聴取報告書）閲覧請求書

年 月 日

様

住所

氏名

Ⓔ

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われた意見の聴取に係る意見聴取調書（意見聴取報告書）を閲覧したいので、職員の退職手当に関する条例第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第24条第4項の規定により、請求します。

注 不要の文字は、抹消してください。

附 則
この規程は、平成21年7月24日から施行する。

正 誤

ページ	行	誤	正
			平成二十一年三月十九日(号外第二号)公布秋田県条例第三十三号(秋田県県税条例等の一部を改正する条例)
四	十五	第十二条の十二	第十一条の十二

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubaranisatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄